

女性と起業の一考察(1)

平 池 久 義

目 次

はじめに
1章 現状
2章 背景(以上本号)
3章 女性の特徴とイノベーター特性(以下次号)
4章 経営形態と分野
5章 問題
6章 支援策
おわりに

はじめに

近年女性起業¹⁾が注目されて来ており、女性起業家のサクセスストーリーに関する本が次々に出版されている。例えば、次のようなものである。徳丸荘也、『女流起業術』、株式会社世界文化社、1990年。五代みつる・小林信子・関戸美恵子、『女性起業家物語-太平洋をかこむ9人のエグゼクティブ』、愛知書房発行、1996年。国際交流基金編著、『女の起業が世界を変える』、啓文社、1998年。「私の起業体験-きたきゅうしゅう・ふくおかの女性起業家たち」、財団法人アジア女性交流・研究フォーラム発行、1999年。古庄弘枝、『彼女はなぜ成功したのか』、はまの出版、2000年。橋本久義・片岡信之編著、『IT時代を切り拓く女性起業家たち』、日刊工業新聞社、2001年。岩崎由美子・宮城道子編、『成功する農村女性起業-仕事・地域・自分づくり』、社団法人家の光協会発行、2001年。日野かえこ・さとうみどり、『私たちの会社はじまり物語-HERSTORY』、株式会社宝塚出版発行、2002年。山崎康弘、『女性起業家』、アップフロントブックス発行、2002年。起業家支援ネット監修、『起業物語-20人の起業家たち・それぞれの選択』、ミネルヴァ書房、2002年。大橋光博、『小さく、ゆっくりでいい』、株式会社ビジネス社、2003年。山中隆起・渡邊昭彦、『女たちの成功物語』、半蔵門出版、2004

年。日本経済新聞社編、『ビジネスチャンスは「女と時間」』、日本経済新聞社、2005年。安田龍平・木村泰三、『女流経営-12の成功物語』、株式会社メディア総合研究所発行、2006年。とらばーゆ編集部編、『これが女の出世道』、徳間書店、2007年。

また、女性起業家の特集も生まれ、分析もなされている。例えば、次のものである。「女性起業家100人が伝授! 自分の会社をつくってこんなに楽しく成功する方法」、朝日新聞社発行、2005年。「総力特集 女性起業家100人」、月刊ポスト 2006年9月号。「女性のための独立book」、アントレ、2006年2月号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局編、『女性労働の分析 2006年 働く女性の状況と女性の起業』²⁾、財団法人21世紀職業財団発行、2007年7月。

そして、次のように述べられる。「ここ数年、女性の起業に注目が集まり、同時に、そうした女性たちへの支援の必要性もますます重視されるようになってきている³⁾」。「女性が企業をつくりはじめている。女性が自分の持っている各種の経験(キャリア、個人的な来歴、趣味や交際の広がりなど)や感性を生かして企業をつくり、その経営者になっている人びとが増加している⁴⁾」。「自ら起業し、自分のやりたい仕事を形にしようと望む女性が目立ってきた。彼女たちは女性向けの起業塾を訪れ、事業計画を練って独立にチャレンジしている⁵⁾」。このように注目されて来ている女性起業家こそは経済活性化のカギであると思われる。本論で述べるのであるが、サービス経済へと経済が転換しているこの時代には女性がカギを握っているのである。現代は女性起業の第3次ブームといわれる⁶⁾。

このような女性起業を対象に研究するのであるが、その視点は次のものである。筆者は以前組織論でのイノベーションのキーワードであるイノベーターという視点からベンチャー・ビジネスを研究し

たことがある⁷⁾。そこでは現状でのベンチャー・ビジネスの開業率低下傾向を紹介し、イノベーターとベンチャー起業家の関係を見、資質として努力を惜しまない、忍耐強い、成功への信念を持つなどについて述べた。その後促進要因として資金、支持、情報について見、次に環境要因として自由な風土、成功した神話や英雄談の存在、報酬、支援態勢、規制緩和について述べた。対策としてイノベーター的人材の教育と養成、ベンチャー起業家のための環境の整備を挙げた。本稿はこの延長線上にあるのであり、イノベーター⁸⁾という視点から女性起業を研究しようとするものである。

(注)

- 1) 起業、創業、開業の区別については次のようなものがある。「事業を起こす行為を「起業」と呼んでいるが、同じ起業でも、すでに世の中にある事業形態を真似て事業を起こす場合を「開業」と呼び、自分の欲求や地域の必要性から生み出された独自性のある事業を起こす場合を「創業」と呼び、分けて考えたらどうだろうか？」(起業支援ネットワーク監修、『起業物語-20人の起業家たち、それぞれの選択』、ミネルヴァ書房、2002年、236頁)。
- 2) これについてはBusiness Labor Trend 2007. 6のトピックス「女性労働白書」参照(36~38頁)。女性の起業の実現率は高いが廃業も多いとしている。「女性の場合は、廃業に追い込まれるケースも男性より圧倒的に多い」(37頁)。
- 3) 福岡県女性総合センター あすばる、「平成10年度調査研究事業報告書」、財団法人福岡県女性財団発行、平成11年3月、1頁。
- 4) 斎藤毅憲・幸田浩文編著、『カルチャー・ガイダンス 女性のための経営学』、平成9年、214頁。
- 5) 日本経済新聞、2004年1月28日号の「女性塾活況」欄。
- 6) 日経グローバル、2007年4月16日号、No.74の特集「地域再生-女性の起業で地域に活気」欄。
- 7) 拙稿、「ベンチャー・ビジネスの一考察-イノベーターの視点から」、下関市立大学論集、第46巻第1号、2002年5月、1~10頁。
- 8) 起業についてはアントレプレナーという概念がある。「これまで経済学者と経営学者により、新しく事業を立ち上げていくチャレンジャーであるアントレプレナーについて、さまざまな表現で定義されてきた。例えば、1917年ウェーバーはアントレプレナーの特徴を「権力の源」、1934年シュンペーターは「イノベーション(Innovation)、進取の気性」、1961年マクフリーランドは「リスクを取る」、1978年

ティモンズは「目標の設定、適度にリスクを取る人間、イノベーション」などと表現してきた。最近の日本のアントレプレナーの人物像の研究では、1997年、百瀬・森下により「新規事業分野に果敢に挑戦する」と定義された。特にシュンペーターにより「イノベーション」が取り上げられ、急激にベンチャー企業を起業するアントレプレナーに大きな影響を与えた」(宮脇敏哉、『急成長現代企業の経営学』、大阪経済法科大学出版部、75頁)。アントレプレナーはベンチャー企業の起業の側面に強調がある。他方、イノベーターはプロダクト・チャンピオン(A. T. Chakrabarti, "The Role of Champion in Product Innovation", California Management Review, Vol. XVII No. 2, Winter 1974, p.58)と呼ばれたように新製品開発の実施側面に強調があり、つまりはアイデアの実施である。行動力が重視される。このイノベーターを起業という面から見ようとするものである。

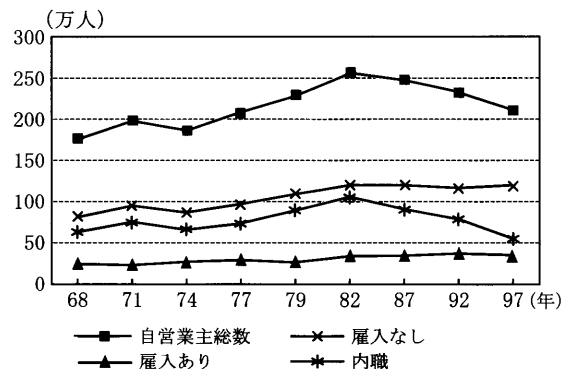
1章 現状¹⁾

女性起業の現状については「女性の社会進出に伴い、その実態を明らかにする調査はかなり実施されているが、女性社長の会社および女性起業家についての調査はまだまだデータが乏しい²⁾」とされるように、実態が把握しにくい面がある。

しかし、調査がなされなかったわけではなく、いくつかのものが存在している³⁾。例えば、次のものである。

国民生活金融公庫総合研究所研究員の高橋德行氏は総務省「就業構造基本調査」と国民生活金融公庫

図表1 女性自営業主数の推移



資料：総務庁統計局(現・総務省)「日本の就業構造-就業構造調査の解説」(1997年)
 総務庁統計局(現・総務省)「就業構造基本調査報告」(各調査年版)

(注) 農林業は含まない。

総合研究所「新規開業実態調査」に基づいて、女性起業家の現状と経営的特徴を概観している。女性起業家は経営形態別にみると自営業主と法人の代表者に分かれ、日本では正確に把握できるのは自営業主の数であり、法人の代表者は推計に頼らざるをえないとする。こうして女性自営業主数の推移として図表1が示される⁴⁾。

82年をピークに減少を続けている。内職を除いても女性起業家は減少傾向にある。このような女性自営業主の減少は、先進諸国の中では特異な減少である(図表2)。「OECDの「エンプロイメント・アウトック」(2000年)によると、90-97年にかけて、女性自営業主が減少した国は日本と英国だけである⁵⁾。しかし、英国は、失業対策を主たる目的とした創業促進政策によって、79-90年にかけて8.9%と増加した反動が大きい。一方、日本は79-90年の間の増減率は0.0%であり、英国のような特殊要因はないにもかかわらず、減少幅が最も大きくなっている⁶⁾」。

次に法人が女性もしくはは代表者である法人数の推

図表2 先進国諸国における自営業主の増減率

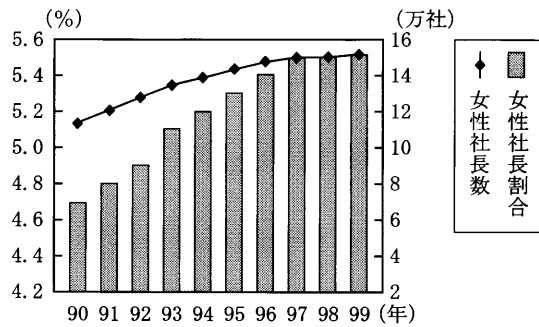
(1990-1997)
(単位: %)

	男	女
オーストラリア	-0.2	0.0
ベルギー	1.4	1.9
カナダ	3.8	6.5
フィンランド	0.1	0.9
フランス	-0.9	0.6
ドイツ	5.0	6.4
イタリア	-0.2	0.1
日本	-0.8	-2.8
韓国	5.0	5.2
スペイン	1.2	2.6
英国	-1.5	-1.0
米国	-0.2	1.9

資料: OECD (2000), Employment Outlook

(注) 非農林業の数字である。

図表3 女性社長数とその割合



資料: 法人数の母数については国税庁「国税庁統計年報書」(各年版)。女性社長割合は帝国データバンク調べ。

社長数は、帝国データバンク調べによる女性社長割合。 税庁調査による法人数を乗じて求めたものである。

計表は次の図表3のようである⁷⁾。これでは女性起業家数は自営業主の減少により全体としては減少している。

かくして、「いずれにしても統計で見える限り、女性起業家の数は減少もしくは横ばい傾向にある。女性起業家への関心が高まる中で、数の上では必ずしもその期待に応えていないのが現状である⁸⁾」と結論している。

次に、女性起業家が増えているという調査については、日経産業消費研究所編集・発行、研究報告書「女性起業家に関する実態調査」、1993年8月がある。帝国データバンクの企業情報ファイル「COSMOS 2」を用いて次の図表4を示している⁹⁾。このファイルに登録されている全国の資本金100万円以上の企業95万657社のうち、女性社長が経営している企業は4万6958社にのぼる。率にして4.9%である。

この表からは12年間に女性の経営する企業が社数にして4倍、率にして倍増していることがわかる。しかも、女性の経営する企業の数と比率は一貫して増え続けている。

図表4 女性社長の割合の推移

年	社数	割合(%)	年	社数	割合(%)
1980年	1万1612	2.4	1987年	3万1269	4.2
1981年	1万4517	2.8	1988年	3万4636	4.4
1982年	1万7553	3.2	1989年	3万7965	4.5
1983年	2万0379	3.5	1990年	4万1171	4.7
1984年	2万3021	3.7	1991年	4万4099	4.8
1985年	2万5265	3.9	1992年	4万6958	4.9
1986年	2万8007	4.0			

帝国データバンク「COSMOS」より

以上、二つの調査からわかるように、女性企業は減る傾向にあるという指摘もあり、逆に増え続けているという指摘もある。こういう違う結論に至ったのは、一つは調査の時期の違いであったり、一つは女性企業の定義の問題もある。例えば、自営業主（個人事業主）であったり、法人の代表者であったりするのである¹⁰⁾。女性が創業する最近の SOHO 形態のものも含めたり、また自分で創業したのではないが、経営を引き継いだものもあり、どう定義づけるかによって実態調査の結果は異なるのである。ただ、長期的には女性企業は増えて来たと言うことができる。1986 年施行の男女雇用機会均等法が大きな転機になっているのであり、それまで補助的な仕事に限定されがちだった女性に、能力発揮の機会が与えられるようになったのである。後にこれは改正されるが、この改正された男女雇用機会均等法は「性別を理由にした募集や採用などでの差別の禁止を徹底し、より能力本位で仕事ができる環境を整えるのを狙い¹¹⁾」としている。男女雇用機会均等法以来「キャリアウーマン」という言葉が使われるようになった。民間でも女性による会社興しを促進するために 1990 年 11 月に「WWB（ワールド・ウイメンズ・バンク＝女性のための世界銀行）」が設立され、日本支部である WWB ジャパンも設立された。また、女性経営者同士のネットワークも作られて来ている。

以下、女性の権利がいかに確立されて来たのかについて昭和に入ってからのことを年代順にまとめてみたい¹²⁾。

1930年	婦人公民権案衆院可決	1953年	日本婦人団体連合会結成。日本婦人大会。
1931年	大日本連合婦人会発足	1954年	働く母の会発足
1937年	日本婦人団体連盟設立	1958年	人権を守る婦人協議会結成
1938年	母子保護法	1960年	国際婦人デー 50 周年記念集会。初の女性大臣中山厚生大臣。全日本婦人連盟創立。
1942年	大日本婦人会発足	1962年	日本婦人会議結成。新日本婦人の会結成。
1945年	大日本婦人会を国民義勇隊へ解消。婦人参政権実現。憲法で夫婦の地位は平等になる。	1967年	ILO100号条約批准。国連「婦人に対する差別撤廃宣言」。
1946年	婦人民主クラブ結成、婦人参政権行使。	1969年	パート激増
1947年	戦後初の国際婦人デー。労働省婦人少年局発足。	1970年	ウーマン・リブ全国大会。
1948年	主婦連合会結成	1972年	勤労婦人福祉法公布・施行
1949年	婦人団体協議会結成	1974年	家庭科の男女共修を進める会発足
1952年	全国地域婦人団体連合会結成	1975年	国際婦人年・世界会議（メキシコ）。国連で 1976～86 年を「国際婦人の 10 年」と宣言する。育児休業法成立。総理府に婦人問題企画推進本部設置。
		1976年	女性の権利に関する委員会設置。
		1977年	東京都婦人相談センター開設
		1978年	初の国際女性学会
		1979年	国連総会で女性差別撤廃条約採択
		1980年	婦人差別撤廃条約の批准と関係法令の制定等に関する決議（人権大会）
		1982年	地婦連にファミリーサービスクラブ発足
		1983年	雇用平等法をつくる会主催「真の男女平等討論集会」。NHK テレビ小説「おしん」。日経連、男女雇用平等法に反対と声明。
		1984年	総評等、実効ある男女雇用平等法を実現させる全国総決起集会
		1985年	男女雇用機会均等法、女性差別撤廃条約批准。
		1986年	全国の婦人少年室に機会均等等調停委員会設置。「女性の家 HELP」開設。男女雇用機会均等法施行される。
		1989年	参院選挙にマドンナ旋風 22 人女性当選。セクハラ訴訟が初めて提起される。
		1990年	在宅介護支援センター制度
		1991年	初の女性市長（芦屋市の北村春江）。育児休業法公布。新国内行動計画第一次改訂で男女共同参画型社会形成を目指す。韓国元「従軍慰安婦」と遺族が東京地裁に提訴。

1992年	福岡地裁初のセクハラ裁判で女性勝訴。「従軍慰安婦」問題に旧軍関与を認め、政府が公式に謝罪。国際婦人開発基金国内委発足。	為に罰金。虐待防止法改正案成立・施行。改正 DV 防止法成立・施行。
1993年	パートタイム労働法。女性の権利は人権の国連世界人権会議ウィーン宣言採択。初の女性衆院議長土井たか子。国連が女性への暴力撤廃宣言。「日欧文化交流強化事業」。	2007年 改正「男女雇用機会均等法」施行。
1994年	初の最高裁判事高橋久子。総理府に男女共同参画室。	(注)
1995年	「女性のためのアジア平和国民基金」構想発表（「従軍慰安婦問題」）。ILO165号家族的責任条約批准。第四回世界女性北京会議（女性による起業の促進が盛り込まれる）。	1) アメリカの女性起業家が増えていることについてはあごら新宿編集、『あごら 239号 女性と起業』、あごらMINI編集部発行、1998年等。
1996年	神奈川県警「性差別110番」開設。名古屋で初の全国パート集会。国際交流基金が日欧女性交流事業実施。	2) 石渡秋、『女性のための起業・独立ガイド』、実務教育出版社発行、1998年、96頁。
1997年	男女共同参画審議会設置法全会一致で成立。改正男女雇用機会均等法成立。東京で「戦争と女性への暴力」国際会議。	3) 例えば次のような調査もある。多摩プログレスクラブ、「女性の起業を通し、経済構造へのアクセスの可能性を探る「女性企業実態調査」」、2000年3月。国民生活金融公庫総合研究所編、『日本の女性経営者』、中小企業リサーチセンター発行、2003年6月。「女性起業家の現状と施策の方向（女性起業家の支援に関する研究会報告）」、労働省婦人局発行、平成9年3月。神奈川県立かながわ女性センター編集・発行、「女性と起業に関するアンケート調査報告書－起業家・準備者・断念者：3層の分析結果」、2002年1月。「平成10年度通商産業省委託調査 女性・高齢者起業家支援に係る調査研究報告書」、(株)第一総合研究所、平成11年3月発行。
1998年	総理府「男女共同参画の現状と施策」（男女共同参画白書）を発表。	4) 高橋徳行、「女性起業家の現状と経営的特徴」、国民生活金融公庫調査季報、第60号、2002年、3頁。
1999年	男女共同参画社会基本法が成立し、公布・施行。	5) 同上稿、3頁。
2000年	労働省の施設「女性と仕事の未来館」開館。大阪府知事に太田房江（女性初の女性知事）。埼玉県男女共同参画推進条例が成立。ストーカー行為規制法成立（特定の相手につきまとう行為などを規制）。	6) 同上稿、3～4頁。
2001年	内閣府に男女共同参画局新設。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）成立。	7) 同上稿、4頁。
2002年	北海道警察に女性の要人警護にあたる全国初の女性だけのSP部隊発足。	8) 同上稿、4頁。
2003年	「女性医療ネットワーク」成立。「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」成立。少子化対策基本法成立。国際女性学会は国際ジェンダー学会に名称変更。	9) 日経産業消費研究所編集・発行、研究報告書「女性起業家に関する実態調査」、1993年8月、2頁。
2004年	セクシャル・ハラスメントを含む迷惑行	10) 神奈川県立かながわ女性センター編集・発行、前掲書、113頁。
		11) 日経産業新聞、2007年3月29日号の「まもなく施行 法改正のポイント（下）男女雇用機会均等法」欄。
		12) この年表は次のものなどを参考にした。伊藤康子、『新日本の女性史』、学習の友社、1998年。日本弁護士連合会・両性の平等に関する委員会編著、『国際化時代の女性の人権－両性の平等と自立』、明石書房発行、1997年。井上輝子・江原由美子編、『女性のデータブック（第4版）－性・からだから政治参加まで』、有斐閣、2005年。

2章 背景

ここでは女性起業家増加の背景について見ることにする。

1. 女性の側から（主体的条件）

これにはプッシュ要因とプル要因がある¹⁾。

1) プッシュ要因

これは女性を起業に押し出す要因であり、これには次のものがある。

① ガラスの天井（グラス・シーリング）

「女性には、トップの座がすぐ上にみえている。にもかかわらず、そこに上がることができない。まるでガラスの天井……。これを「グラス・シーリング」と呼ぶが、これに限界を感じたビジネスウーマンが、会社を辞めて、自分でビジネスを始めるケースが少なくないという²⁾」。上が見えるのであるが、目前にはどこかに自分たちが伸びていけない見えない障壁がある。これは女性の昇進にとっての壁である。どんなに能力があっても、女性の昇進は制限され、責任ある仕事をさせてはくれないのであり、このために会社勤めを辞めて起業することになる。開業に踏み切った直接のきっかけのアンケート³⁾では、開業直前の勤務先別にみると、上場企業等に勤務していた人では、「勤務先での仕事の方針や内容に不満があった」が最も多かった。次が「勤務先の将来性に不安があった」である。会社生活に失望することが起業のバネになるのであり、しかも、会社勤務の経験がノウハウの取得になったりして起業につながるのである。例えば、株式会社エイ・ビー・タイムの創業者の北島陽子⁴⁾さんは勤務していたアート企画の会社で彼女の企画が次々に成功して業界でも評価されるようになるが、逆に社長との関係が悪化して来る。彼は女性の能力に注目が集まることに納得出来なかったのであり、こうして独立した。国際協力ショップ「有限会社ぐらすーっ」の創業者小島美佐⁵⁾さんは日本輸出入銀行に勤務していたが、一般職のために先が見えていて責任ある仕事を与えてもらえずに、会社への不満から独立起業した。また、学習用コンピューターソフトウェア及び学習用ビデオの販売の(株)キーズステーションの創業者藤田房子さんについてこう言われている。「藤田が最初に就職した当時、女性はどんなに能力があっても、男性と互角に評価されて昇進するなどということはなかった。そもそも女性の優れた能力や実行力を発揮する機会はほとんど与えられなかったといっていだらう。女性は有能な職業人としてよりも、「職場の花」として雑用係くらいにし

か位置付けられていなかったのであった⁶⁾」。

② 離婚率の上昇

離婚は増える傾向にあり、離婚すると生活のために収入が必要になる。これが起業という選択肢となる。例えば、オフィス・パレット有限会社（マーク名古屋）の創業者紀藤敦子⁷⁾さんは幼稚園を寿退職して娘を出産後、夫との関係がうまくいかずに離婚し、経済的自立のために独立を志し、ベビーシッタービジネスと出会うことで、オフィスパレット会社を3人の仲間と共に設立した。株式会社リライアンスの創業者前田ひさ子⁸⁾さんは高校卒業後、設計の仕事を経て結婚。2人の子供を授かり、結婚して7年後に離婚する。生活のために洋裁や保険関係の仕事をしてながら2人の子供を育てるが、父が亡くなった。その時に人生で一度のセレモニーに関わりたいたいという思いが募り、「葬儀式に関わるサポート」での起業を考え、こうして起業した。新和食品の創業者三浦和子⁹⁾さんは起業の動機をこう述べる。「離婚して、生活のため、子供との時間を一日のうち、なるべく多く取りたかったので、働きにいくと、時間を縛られ、収入も限られてくるため」であると。また、有限会社桂山荘^{かつらさんそう}の創業者大谷輝美¹⁰⁾さんは公務員生活をしている時、思いがけず、最初の転機が訪れる。真面目な仕事ぶりや美貌から、ある日突然、郵便局に来ていた地元の名家の子息にみそめられて結婚する。玉の輿^{たまのこし}である。しかし、次第に結婚生活がうまくいかなくなり、子供を引き取って協議離婚する。彼女はこうして女手一つで生きていくことを余儀なくされるが、この離婚こそが今日の大谷女将^{おおかみ}を作り上げるきっかけになったのである。彼女は子供の頃から飲食店に興味があり、夢はレストラン経営であった。彼女は離婚後に飲食業に飛び込んだ。積極的に仕事を直に体験し、覚え、将来のための夢の実現の準備であった。こうして夢を実現させたのである。又、「未婚者の増加と女性の晩婚化に起因するところも少なくない¹¹⁾」とされる。

2) プル要因

これは起業へと引っ張る要因であり、これにも次のものがある。

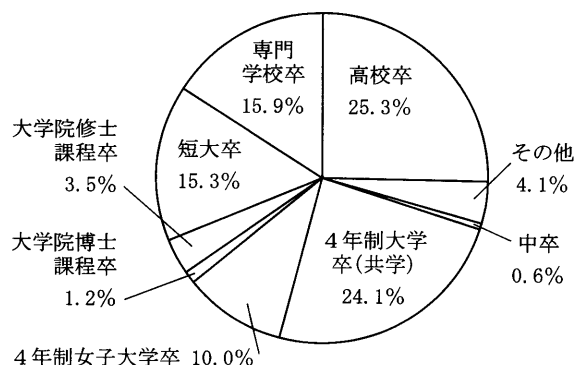
① 自己実現動機

これは自分の能力を発揮したい、自分のしたいことをやりたい、自分らしい生き方をしたい、夢を实

現したいという動機であり、自立性である。チャレンジ意欲である。社会貢献意欲にも通じる。この自己実現動機は学歴とも関係がある。すなわち、学歴が高くなるほど、この動機も強まるのである。

日経産業消費研究所の調査¹²⁾では図表5のようであり、4年制大学卒が24.1%、4年制女子大学卒が10.0%、大学院修士課程卒が3.5%、大学院博士課程卒が1.2%、短大卒が15.3%となっており、短大卒以上は54.1%となる。一番多いのは大学卒で34.1%である。大学を出ても「ガラスの天井」のある企業の中では自己実現を図れないために起業していると見れる。

図表5 女性起業家の最終学歴



有限会社うたまくら社の創業者歌枕直美¹³⁾さんはこう言う。「フルタイムではなくゆるやかに社会参加したいという主婦は、私の周辺だけでも結構大勢います。ところが、彼女たちは能力があっても、それを発揮する場が非常に少ないんです。私は39歳まで専業主婦でしたが、そんなある日に日本語教師の仕事をしたとき、その充実感はいくらも味わったことのないものでした。お給料をいただいたときのうれしさや、仕事によってこんなに自分が変わったという自己実現の実感。この充実感をほかの人にも体験してもらいたい、喜びを味わってもらいたい、と思ったのです」。伝承と創造のひろば^{けやましや}の創業者飯島宏子¹⁴⁾さんは結婚して二人の子供にも恵まれたが、「やはり、何か表現したい」と、木彫りを始め、草木染と機織りの「伝承塾」で起業した。ベビーシッター業とベビーシッターの養成学校である株式会社グレースの創業者の北口景子¹⁵⁾さんはブティックの仕事に4年間携わり、その後、自分が長期的にしたい事業は何かと考え、第1に、(女性として)仕事をし続けること。第2に、地域社会に貢

献すること。第3に、やりがいがあること。以上のことを人生における信念として起業した。有限会社アップライトの久田あさみ¹⁶⁾さんは幾度かの大きな転機を経て、これまでで最大のターニングポイントを迎えて、彼女が出した結論は「自分が一番好きなことを仕事にしよう」ということだった。「子供の頃から洋服には人一倍興味がありました。自分が身につける服はもちろん、街ですれ違う人の装いを見ても、すぐに「こんな色を身につければもっと魅力が引き出せるのに」というようなことを考えてしまう。年齢や体型などに関係なく、どんな人も光輝くような未知の可能性を持っています。そんな可能性を導き出す仕事をしたかったんです」。こうしてセレクトショップを起業した。

②自由を求める

会社生活はある意味で自由のない生活であり、かくして自由を求めての起業となる。これは例えば、SOHOに現われる。SOHOを開業したい理由のアンケート調査の結果は図表6のようである¹⁷⁾。「職業生活と家庭生活を両立させたいから」が54.8%で最多であった。女性の場合、家庭との両立という動機が大きいことがわかる。これは自由を求める動機である。時間的自由及び精神的自由である。アンケートでは次に多いのは、「生活のため収入を得る手段が必要だから」で45.2%、次が「自分の能力や技術、ノウハウを活かしたい」で33.4%であった。

図表6 SOHOを開業したい理由(開業予定者) ※2つまで

理由	回答数	割合 (%)
職業生活と家庭生活を両立させたいから	182	54.8
通勤するのが苦痛だから	24	7.2
生活のため収入を得る手段が必要だから	150	45.2
自分の能力や技術、ノウハウを活かしたいから	111	33.4
雇われるのではなく自分で事業をしたいから	67	20.2
SOHO事業として行っている職種に興味があるから、やってみたい職業だから	82	24.7
その他	9	2.7

例えば、近未来商品を企画・創造するファブレスメーカーの株式会社エフケイデジタルの創業者新里富貴子¹⁸⁾さんは就職して動画配信の仕事をしていましたが、忙しくなり過ぎて、少し体を休ませたいと思って退職した。そこに番組制作会社から個人的にこの仕事を続けて欲しいという依頼が来て、半ば仕方な

く自宅を拠点に独立して個人で仕事を引き受けるようになった。後にこれが会社になる。ソフトウェア開発・販売の夢工房の田中裕子¹⁹⁾さんは起業の動機についてこう言う。「女性のコンピュータ技術者が、結婚しても、子供ができて自然体で働き続けられる会社があった。それなら、自分たちで創ろうと思った。創業者とその仲間が、コンピュータ技術者だった。ちょうど、パソコンが世の中に出始め、パソコンなら、自宅ですら、仕事ができそうということも開業動機のひとつ」。特許翻訳で起業した水野麻子²⁰⁾さんは小さい頃から外国語に接する機会があり、その関係の短大に入り、バイトや就職先で経験を積み、そして、有限会社形態での SOHO で起業した。大好きな家事をしながら働いている。子供を抱えているので、この形態はありがたいのである。パワーストーンやヒーリンググッズ等販売、ヒーリングやセラピー等のイベント開催の Wai o o pipi (ワイオピピ) の創業者津田り²¹⁾さんは会社を辞めて起業したのであるがこう言う。「店を始めて、何よりもいいのは「ストレスがない」こと。例えば、会社員時代は、「明日は仕事だから」と夜遅くまで遊ぶのを控える、なんてこともあったのが、「仕事だから」で何かを制限することがなくなった。行きたいコンサートに行く、遊びに行く、寝たけりゃ寝る。店を開きたい時に開け、休みたい時に休む。遊んでお店を休めばその分、お金は入らない。だけど、その責任は自分で負えばいいわけで、心が健全です」と。

2. 環境的要因(客観的条件)

これは社会制度の面である。これにも次のものがある。

①重厚長大産業から情報化・ソフト化・サービス化産業への転換

産業構造が重厚長大産業から変化して来ている。一つは情報化であり、最近の IT 化はすさまじいほどである。IT ベンチャーが出現し、産業を牽引している。「情報化社会は、性別に無関係にその人物の能力が問われる時代である。生産を中心とした社会の企業では組織的な分業と統制が必要とされ、そこでは男女の役割分担論は有効であった。しかし目に見えない情報や知識などを取り扱う企業では、そのような規律のある組織は必ずしも必要ではない。このような変化によって、男性はその個々の能力を

さらに厳格に問われるようになり、女性は能力さえあれば雇用機会の増大がもたらされる。たとえば創造性が発揮されるべき仕事では必ずしも定時に出勤する必要はないし、在宅勤務も可能である²²⁾」。情報化社会では体力ではなく、頭脳が求められるのであり、女性が活躍できることになる。このような IT 化によって、SOHO やテレワークが普及するようになった。IT 革命では時間や場所を問わずに仕事ができる。また、ソフト化・サービス化も顕著である。第三次産業が急速に発展しつつある。例えば、高齢化社会になることによって介護サービスが必要になり、ここに起業のチャンスがある。このような第三次産業に必要なものは、知恵やアイデアや感性である。重厚長大産業が大資本を必要とするのに対して、このような情報化・ソフト化・サービス化産業は大必要を必要とはしない。小規模でも十分通用するのである。女性が起業しやすいことになる。このような転換期は既存の産業分類や業種業態にはない新しいスタイルのビジネスが起りやすくなる²³⁾。これはまた大量生産から個性化、多様化への移行でもある²⁴⁾。サービス産業では多額の起業資金は不要である。

これはまたピラミッド型社会からネットワーク型社会への転換でもある。重厚長大産業は典型的にはピラミッド構造を採用するのである。しかし、大企業は何でも自前とするのではなく、外部委託というアウトソーシングを進め、スリム化する傾向がある。この仕事の受け皿になるのが SOHO であり、ここに女性の起業のチャンスがある。(株) ビューエル・インターナショナルの創業者山口真樹子²⁵⁾さんはパソコン通信が高じて 50 歳を過ぎてから有名なオンラインショップのオーナーになった女性である。彼女は貿易会社を経営する夫と子供 3 人を育てる専業主婦であった。そんな彼女がパソコンに出会う。その 2 年前から小学生の長男と一緒にファミコン・ゲームに夢中になったおかげでコンピューターになじむようになった。パソコンにはまったのである。子供の教育資金を稼ぐために働くことを決意して人材派遣会社に電話したものの断られる。それなら自分で仕事をしようと、近くにプロバイダーができたのをきっかけに、契約し、独学でホームページを作った。これで夫が輸入販売する革コートのオンラインショップを始める。この後、

ホームページ制作作業も始めた。こうしてその仕事は拡大し続け、ウェブプロデューサー、ウェブマスター、オンラインショップオーナー、そしてライターの仕事もするようになる。犬好きが高じて始めたオンラインショップ「私の DOG-T シャツ」が神奈川県中小企業地域情報センターの「県内商店における先進ホームページ」に選ばれるようにもなった。特別な資金も持たずにオンラインショップを立ち上げ、今は在庫を持たないことに心がけているのである。

②女性の購買力の増大

女性が働くようになり収入が増えると、女性の購買力は大きくなる。しかも価値観が多様化し、多様なニーズを持っていることから、このような女性の購買力に応えることが必要となり、多品種少量生産が求められるようになり、そのためには「細やかな新しい発想」が要求され、女性の出番が回って来て、ここに同じ女性の起業が増えることになる。「企業進出により経済的にも自立した女性たちは、自分のものを自分で購入できるようになった。さらに、家庭中心の女性にとっても手軽に製品を購入できるチャンスが増えた。……現代社会の消費面において、女性の果たしている役割は大きい。女性の購買力が強くなると、商品の企画・開発に関しても女性の意見や要望は無視できなくなる。そして、現代企業の商品開発は女性の購買意欲をかきたてるようなものへ変わっている。このような消費の女性化に対応して、女性が商品開発にかかわるケースも増加している²⁶⁾」。

③男女平等社会への移行

1986年に男女雇用機会均等法が施行され、社会が男女平等社会に移行すると、女性の社会参加意識は強められ、中でも自ら望む形で、自分らしい仕事をしたいと、起業にチャレンジする女性も当然増えることになる。女性の社会進出が進むと、主婦がしていた家事や介護の仕事の代行が必要になる。ここに女性の出番がある。例えば、有限会社ディ・サービスかなりやの創業者小野寺敬子²⁷⁾さんは尊敬する先輩が家族の介護に追われて退職したのをきっかけに、もともと関心のあった介護での起業を考え始めた。働く女性に代わっての家庭での介護ビジネスである。こうしてディサービスの開業を決意する。

④規制緩和

最近では社会のいろいろな面で規制緩和が進められている。このような規制緩和は男性の起業も当然増やすことになるのであるが、女性の起業も増やすことになる。女性のチャレンジが増えるのである。

⑤不景気によるリストラ²⁸⁾

経済の不景気はリストラ（事業分野の再構築）となり、この名目で解雇された人達が起業を目指すことになる。自分がリストラされなくても、夫のリストラで妻が起業することもありうる。更に、未婚の女性が就職難で起業することもある。「超氷河期」といわれる女子大生の就職難も起業志向に拍車をかけている。数十社もの会社訪問をしても、自分の希望に近い職場どころか1社からも内定がとれない、という話は珍しくない。どうせ苦勞するなら、自分のやりたいことに挑戦してみようか、と考える。大学側でも、ここ数年で起業コースや科目を設置するところが増えてきている。また、学生たち自ら起業セミナーを開催する動きも出てきている²⁹⁾」。例えば、ゲームやアニメ、パソコンの書籍やMOOKの企画・編集制作の有限会社スタジオエムの創業者紫原みちる³⁰⁾さんは、ゲーム会社で大手ゲームメーカーソフトの企画やシナリオ制作に携わっていたが、無理なスケジュールによって体調を崩してしまい、やむを得ず会社を3日間休んだ。そしたら、休んだことを理由に突然解雇を告げられる。できる仕事は自宅で続けていたので、仕事の納期にも問題ないことを説明しても会社は納得せず、仕方なく退職することにした。こうして起業に至ったのである。

⑥女性起業への支援の増大

自治体や経済団体などによる女性向け起業セミナーや起業相談などにより、女性の起業が加速している。

⑦地域活性化（地域振興）の必要

特に農村では活性化の必要から農産物の直売や農産加工品の製造を手がけたり、最近のグリーンツーリズムの盛況から主婦の農村レストランや農村民泊の経営などが求められている。例えば、岐阜県郡上郡明宝村の明宝レディース³¹⁾である。ここでは3つの生活改善グループの「芝生」「仲良」「若草」が活動していた。起業への第一歩は、村民センターの前での毎週日曜日の青空市場である。これが各種イベントへの参加のきっかけになった。「ほお葉ずし」「おからもち」などの伝統的な郷土食を売り出した

り、「摘果メロンの粕漬」「紅かぶ漬」の商品化をした。89年には村が農産加工所を建設。明宝レディースの看板商品となったトマトケチャップの販売を開始した。これらの3つのグループが法人化し、92年には村の第三セクター方式で株式会社となったのである。株式会社にした女性起業の成功例である。「農村レストラン経営で一段と飛躍し、年齢別の時給で意欲を起こす」事例で知られている。

⑧会社設立が簡単になったこと

「新事業創出促進法」では資本金1円で会社を設立できるようになったが、この時点では設立後5年以内に従来の最低資本金まで資金調達する必要がある。しかし、2005年に施行された会社法では、これが撤廃された。また、経済産業省では女性の再チャレンジ支援策を積極的に展開した。

(注)

- 1) 国民生活金融公庫総合研究所編、『日本の女性経営者』、中小企業リサーチセンター、2003年、119～121頁。
- 2) 武部水絵、『USA 発信、女性のアントレプレナーシップー起業家精神』、日本貿易振興会、平成7年、9頁。ガラスの天井は日本では竹の天井とも呼ばれる(日本経済新聞社編、『女たちの静かな革命ー「個」の時代が始まる』、日本経済新聞社、1998年、73～75頁)。日本の場合、欧米よりも昇進の物差しが不透明だからである。
- 3) 国民生活金融公庫総合研究所編、『2003年版 新規開業白書ー自ら働く場を創造する新規開業者ー』、中小企業リサーチセンター発行、19頁。
- 4) 石渡秋、前掲書、72～79頁。
- 5) 同上書、88～95頁。
- 6) 橋本久義・片岡信之編著、前掲書、180頁。
- 7) 起業支援ネット監修、『起業物語ー20人の起業家たち・それぞれの選択』、ミネルヴァ書房、2002年、84～93頁。
- 8) 同上書、109～120頁。
- 9) 井形浩治、「アメリカにおける女性起業家の実情」、経営者、平成13年(2001年)5月発行、Vol.55 No.652、54頁。
- 10) 橋本久義・片岡信之編著、前掲書、83～102頁。
- 11) Business Labor Trend 2007. 6のトピックス欄、36頁。
- 12) 日経産業消費研究所、『女性起業家に関する実態調査 研究報告書』、前掲書、19頁。
- 13) 橋本久義・片岡信之編著、前掲書、131頁。
- 14) 起業支援ネット監修、前掲書、201～221頁。
- 15) 国際交流基金編著、前掲書、48～52頁。
- 16) 山崎康弘、前掲書、27頁。
- 17) SOHO シンクタンク編、『2002年版 SOHO 白書ー開業実態の把握と支援策のあり方』、同友館、2002年、27頁。
- 18) 山中隆起・渡邊昭彦、前掲書、63～82頁。
- 19) 経営者、平成13年(2001年)5月、Vol.55 No.652、56頁。
- 20) 石渡秋、前掲書、114～121頁。
- 21) 起業塾、第9巻第12号、2005年12月号、(株)起業塾発行、66～67頁。
- 22) 上田義朗・兼重智恵美、「日本企業における女性経営者の一般的属性と経営理念(上)ーその予備的考察ー」、流通科学大学論集 流通・経営編、Vol.7 No.2、1995 March、37頁。
- 23) 起業支援ネット監修、前掲書、238頁。
- 24) 金谷千慧子、『未来社会をつくる女性の経営マネジメント』、中央大学出版部、2006年、4頁。
- 25) 渡邊桃伯子・川野真理子、『インターネットと21世紀型女性の起業』、新水社、2002年、7～16頁。
- 26) 斎藤毅憲・幸田浩文、前掲書、82頁。
- 27) 起業支援ネット監修、前掲書、59～69頁。
- 28) リストラと起業の関係については高任和夫、『岩波ブックレット No.514 リストラ・転職・起業』、岩波書店、2000年が参考になる。これには起業のパターンとして会社決別型、修業独立型、学生起業型、倒産型、高年創業型、再生請負型、主婦起業型が分類されている(24～35頁)。
- 29) 国際交流基金編著、前掲書、179頁。
- 30) 女性と仕事の未来館監修、『基礎から学ぶ起業マニュアル』、財団法人女性労働協会発行、2002年、208～209頁。
- 31) 梅沢昌太郎・山本和子、『ザ・サクセス 女性の起業戦略』、(株)全国農業改良普及協会、平成8年、212～217頁。